

せいかつ ほ ご  
生活保護を  
じゅきゅう かた  
受 給 して いる 方 へ



このしおりは、生活保護を受給する上で知って  
おいていただきたいことを説明したものです。いつ  
でも見ることができるように、たいせつに保管してく  
ださい。

なかましふくしじむしょ  
**中間市福祉事務所**  
せいかつしえんか  
**生活支援課**

でんわ  
電話：093-246-6247  
(令和7年4月)

# もくじ

1	生活保護制度とは	1
2	能力などの活用について	2
3	保護の種類	4
4	一時扶助について	5
5	権利及び義務について	6
◇	権利として保障されること	6
◇	義務として守っていただくこと	6
◇	収入申告について	7
◇	資産申告について	8
◇	医療機関にかかるとき	9
◇	介護サービスを利用したいとき	11
6	保護費の返還	12
7	不正な行為をしたとき	13
8	保護の決定に不服のあるとき	14
9	保護受給中に減額・免除されるもの	14
10	就労自立給付金について	15
11	進学・就職準備給付金について	16
12	民生委員と地区担当員	17

# 1

## せいかつほ ご せいど 生活保護制度とは

わたしたち いっしょ あいだ  
私達の一生の間には、いっしょうけんめい働いても生活ができないときや、  
びょうき じこ た じじょう せいかつ くる  
病気や事故、その他さまざまな事情のため生活が苦しくなって、どうにもなら  
なくなるときがあります。

このようなときに、日本国憲法第25条に基づき、その困窮の程度に応じて  
くに さいていげんど せいかつ はしょう いちにち はや じぶん ちから せいかつ  
国が最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活して  
てだす もくべき せいど  
いけるように手助けすることを目的とした制度です。

### にほんこくけんぽう 日本国憲法

#### だい じょう せいぞんけん くに しゃかいてきしめい 第25条 生存権、国の社会的使命

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生  
の向上及び増進に努めなければならない。

### せいかつほ ご ほう 生活保護法

#### だい じょう ほうりつ もくべき 第1条 この法律の目的

ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きて いりねん もと くに せいかつ  
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に  
こんきゅう こくみん たい こんきゅう ていど おう ひつよう ほ ご おこな  
困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、  
さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ じょちょう もくべき  
その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的と  
する。

#### だい じょう むさべつびょうどう 第2条 無差別平等

こくみん ほうりつ さだ ようけん み かぎ ほうりつ ほ ご  
すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、  
むさべつびょうどう う  
無差別平等に受けることができる。

#### だい じょう さいていせいかつ 第3条 最低生活

ほうりつ ほしょう さいていげんど せいかつ けんこう ぶんかてき せいかつすいじゅん  
この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を  
いじ  
維持することができるものでなければならない。

## 2

### のうりょく かつよう 能力などの活用について

保護は、生活に困窮する方がその利用できる資産、能力その他あらゆるもの  
を生活の維持のために活用することを要件としています。

働く能力、資産、生活保護以外の法律や制度の適用、扶養義務者の援助など  
活用できるものは、全て活用するよう努力してください。

暴力団員は、正業に就かず、また違法・不当な収入の把握が難しく、保護  
の要件を満たさないため、暴力団員及び暴力団員と同居する家族・同居人は、  
生活保護を受けることはできません。

#### (1) 能力の活用

世帯全員が力をあわせ、働ける人は能力に応じて働いてください。  
働く能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない場合は、  
保護を受けることはできません。けがや病気のため働ける能力があるかどうか  
不明な場合は、医師に診断してもらわなければなりません。

#### (2) 資産の活用

余分な資産は処分して生活にあててください。  
例えば、生活に直接必要な土地・家屋・預貯金・生命保険・有価証券・  
自動車・貴金属などの資産は、原則として保有は認められません。

#### (3) 他方の活用

老齢年金、障害年金、遺族年金、企業年金、恩給、手当（児童扶養手当、児童  
手当など）、雇用保険、傷病手当金、自立支援医療、障害者手帳の取得など  
生活保護以外の法律や制度で、活用できるものはすべて活用してください。

## (4) 扶養義務者の援助

夫婦、親子、兄弟姉妹は民法上の扶養義務者にあたります。親、子、兄弟姉妹、親戚などに困っている状況を相談し、援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

離婚したときは、前夫（妻）と子どもの養育費について話し合ってください。  
話し合いがつかない場合は、家庭裁判所で調停を申し立てることができます。

なお、婚姻中の夫（妻）が行方不明の場合は捜索願を出してもらうことがあります。

### 【扶養義務照会について】

保護の申請を行った後に、福祉事務所から扶養義務者に対し援助できるかどうかの照会を行う場合がありますが、DV（配偶者等からの暴力）や虐待などがある場合には照会を行いません。

また過去に著しい関係不良などがある方には照会を行わない場合がありますので、ご相談ください。

## (5) その他

暮らしに役立つもの（例えば、生命保険による入院給付金、生命保険の解約返戻金、交通事故による賠償金など）があれば活用してください。

### 生活保護法

#### 第4条 保護の補足性

1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

# 3

## ほ ご しゅるい 保護の種類

せいかつ ほ ご つぎ しゅるい ふじよ くに さだ きじゅん はんない しきゅう  
生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。



せいかつ ふじよ た き でんき すいどう  
生活扶助……食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの  
にちじょう く ひょう  
日常の暮らしのための費用



じゅうたく ふじよ やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひょう  
住宅扶助……家賃、地代や住宅の補修などの費用



きょういく ふじよ がくようひん きょうざいひ きゅうしょくひ がつきゅうひ ぎ む きょういく  
教育扶助……学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育  
ひょう  
の費用



いりょう ふじよ びょうき ちりょう いしゃ ひょう  
医療扶助……病気やけがの治療のため、医者にかかる費用



かいご ふじよ こうれい かた かいご う ひょう  
介護扶助……高齢の方などが介護サービスを受けるためにかかる  
ひょう  
費用



しゅっさん ふじよ さん ひょう  
出産扶助……お産をするための費用



せいぎょう ふじよ しごと ひょう ぎのう ぎじゅつ み  
生業扶助……仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校などで就学するために  
ひつよう ひょう  
必要な費用



そうさい ふじよ ひょう  
葬祭扶助……葬祭の費用

りんじてき ひつよう ひょう きんきゅう え ばあい たいおう  
なお、臨時に必要な費用について、緊急かつやむを得ない場合に対応する  
かくしゅ いちじふじよ ひつよう おう しきゅう  
ため、各種の「一時扶助」などがあり、必要に応じて支給されます。

# 4

## 一時扶助について

- それぞれの支給には、一定の条件や上限額があり、以下の項目でも支給されない場合もありますので、必ず事前に福祉事務所にご相談ください。
- 一時扶助の支給にあたっては、領収書などの確認が必要になります。

一時扶助は、毎月の最低生活費のなかでのやり繰りではどうしても無理な場合に限って、一時的に支給されるものです。

おむつ……………常時失禁状態にある方でおむつを必要とする場合の費用

入学準備金……………小・中学校の入学準備に必要な費用

転居の際の敷金等…退院する際に帰住する住居がない場合や、都市計画法などにより立退きを強制され、転居が真にやむを得ない場合などに必要な費用

家屋補修費……………畳などの小修理を必要とする場合の費用

通学用自転車……………遠距離通学のため、やむを得ず必要な場合の自転車購入費

治療材料費の給付…眼鏡、コルセット、義肢、ストーマ装具などの給付を受けられる費用（生活保護以外の法律や制度で支給がない場合）

施術の給付……………柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの給付を受ける費用

移送の給付……………医療機関に通院する際などの必要最小限度と認められる交通費

- 通院する場合は、お近くの医療機関を受診してください。



# 5

## 権利及び義務について

### 権利として保障されること

- (1) 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはできません。

### 義務として守っていただくこと

- (1) 保護を受ける権利は、他人に譲ることはできません。
- (2) 健康状態を良好に保ち、病気の人は、一日も早く治るよう治療に専念してください。
- (3) 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
- (4) 収入と支出などの家計の状況を把握し、むだな支出をさけて、生活の維持向上に努めてください。
- (5) 年金を担保に貸付を受けることや福祉事務所が認めた貸付金以外で借金することは認められていません。
- (6) 次のような場合は、必ず届出をしてください。
  - ① 家族又は同居人が増えたとき、減ったとき。
  - ② 働くようになったとき、働くなくなったとき、または仕事を変わったとき。
  - ③ 新たに収入を得たとき、収入が増えたとき、減ったとき。
  - ④ 入院したとき、退院したとき。施設に入所したとき、退所したとき。
  - ⑤ 現在住んでいる家をかわろうとするとき。
  - ⑥ 家賃、間代、地代がかわるとき。
  - ⑦ 勤め先の健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき。

⑧ 年金や手当を受けるようになったとき。また金額が変わったとき。

⑨ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を取得したとき。

また等級の変更があったとき。

⑩ そのほか、家庭にかわったことがあったとき。

#### (7) 指導指示について

あなたや世帯員の生活の維持、向上やその他保護の目的達成のため、

指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。

#### (8) 自動車の保有について

自動車の保有、使用は原則として認められません。また、他人名義の自動車の使用も認められません。

一定の要件のもとで保有使用が認められる場合がありますので、ご相談ください。

交通事故をおこした場合は自己の責任で解決していただくことになります。

### 収入申告について

保護を受けている方は、収入の状況について変動があったときは、すみやかに「収入申告書」を提出してください。

#### (1) 就労できる方

就労できる方は、就労収入の有無にかかわらず、毎月「収入申告書」を提出してください。「収入申告書」には、給与明細など収入内容を証明する資料を添付してください。

なお、収入金額や年齢などに応じて、基礎控除や新規就労控除、未成年者控除などがあります。

また、必要経費として、交通費や税、託児費（放課後児童クラブにお子さんを預けた時の費用等）などが認められます。詳しくは、地区担当員にお尋ねください。

(2) 就労するよう指導・支援されている方

地区担当員から就労するよう指導されている方は、毎月「求職活動状況・収入申告書」を提出し、求職活動の状況を報告してください。

(3) 高齢・傷病・障害などのため就労できない方

高齢・傷病・障害などにより就労できないために収入がない方や年金や手当収入のみのため収入に変動のない方であっても、定期的に「収入申告書」を提出してください。詳しくは、地区担当員の指示に従ってください。

【高校生などのアルバイト収入について】

○高校生などのアルバイト収入についても「収入申告書」を提出してください（収入明細などを添付してください）。

○高校生のアルバイト収入については、基礎控除（収入金額に応じた控除）のほか未成年者控除（収入から一定額を控除）が適用されるほか、修学旅行の費用、学習塾費など高等学校等修学費で賄いきれない経費にあてる額や、自動車運転免許などの就労に役立つ技能を習得するなどの経費を貯蓄する場合は、収入として認定しないこととされていますので、事前に地区担当員と話し合いが必要です。

※「収入申告書」を提出しないと、上記の控除などが適用できなくなるばかりでなく、その全額が保護費の返還の対象となる場合がありますのでご注意ください。

資産申告について

保護を受けている方は、毎年1回、不動産や預貯金などの資産の状況について「資産申告書」を提出してください。

## いりょうきかん 医療機関にかかるとき

### (1) つういん 通院するとき

ふくしじむしょ じぜん れんらく  
福祉事務所に事前にご連絡ください。

### (2) にゅういん 入院するとき

ふくしじむしょ じぜん れんらく  
福祉事務所に事前にご連絡ください。

きんきゅう ぱあい にゅういんご ふくしじむしょ れんらく てつづ  
なお、緊急の場合は、入院後すみやかに福祉事務所に連絡のうえ、手続き  
おこな  
を行ってください。

たいいん ぱあい かなら ふくしじむしょ れんらく  
退院する場合は、必ず福祉事務所に連絡してください。

### 【マイナンバーカードをお持ちの方】

いりょうきかん やっくよく まどぐち ていじ  
医療機関や薬局の窓口でマイナンバーカードを提示することにより、オンライン  
しかく いりょうけん ちょうざいけん かくにん  
で資格（医療券、調剤券）を確認することができます。

じょうほうれんけい じかん ようする  
ただし、マイナンバーカードの情報連携までに時間を要することから、  
じぜんれんらく きょうりょく ねがい じゅしん さい  
事前連絡のご協力をお願いします。受診の際には、マイナンバーカードをお  
もち  
持ちください。

### (3) その他

めがね ひつよう せいこついん きゅういん つういん  
眼鏡、コルセットなどが必要なとき、整骨院、はり灸院へ通院したいと  
からまえ ふくしじむしょ そうだん じご じこふたん  
きは、必ず前もって福祉事務所に相談してください。事後は自己負担にな  
ります。

○原則としてジェネリック医薬品を使用していただくことにして  
います。先発薬品は自費になります。

だいびょういん びょうしょうすう しょういじょう つういん げんそく  
○大病院（病床数200床以上）に通院できるのは、原則とし  
た びょういんまた しんりょうじょ しょうかいじょう ばあい きんきゅう  
て他の病院又は診療所からの紹介状がある場合や緊急そ  
の他やむを得ない事情がある場合に限られています。

## 注 意

### 1 医療要否意見書と医療券について

- ① 医療要否意見書と医療券は、原則として、生活保護法の指定を受けた県内の医療機関以外においては使用できません。
- ② 本人支払額（自己負担額）がある場合は、その金額を医療機関に支払ってください。

### 2 保護適用までに使用していた健康保険証などについて

- ① 勤め先の健康保険証などは、これまでどおり使用していただき、病院にかかるときは医療要否意見書と医療券と併せて、健康保険証などを医療機関の窓口に出してください。
- ② 保護が開始になりますと、国民健康保険証は使用できませんので、必ず交付を受けた中間市役所（医療保険課）に返してください。



## 介護サービスを利用したいとき

65歳以上の方（40歳～64歳の方は、特別な場合に限ります。）は、自宅での訪問介護、病院や施設などでの通所介護、あるいは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設への入所などの介護サービスを受けることができます。

介護サービスを利用したいときは、まず、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かの認定を受けなければなりません。

手続きは、福祉事務所の地区担当員にご相談ください。

### \* 介護保険料、サービス利用料の1割負担について

介護保険料の費用は生活保護で補てんされます。また、介護サービスを受けた場合の利用料の1割負担の費用についても生活保護（介護扶助）で負担されます。

### 在宅サービスを利用する場合

介護サービス費用	1割負担	在宅生活需要 (食費、おむつ代を含む)	介護保険料
	←介護→ 扶助	←生活扶助→	

### 施設（多床室）に入所する場合

介護サービス費用 (おむつ代を 含む)	1割負担	食費・居住費の 特定入所者介護 サービス相当額	食費の 負担限度 額	日常 生活費	介護保険料
	←介護→ 扶助		←介護→ 扶助	←生活扶助→	

## 6

### ほ ご ひ へんかん 保護費の返還

さしつけた事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、または、いろいろな事情により保護費に払い過ぎが生じた場合には、すでに支給された保護費（医療扶助費を含みます。）を返していただかなければならぬことになっています。

たとえば、

- (1) 保有を認められない資産を売却したとき。
- (2) 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき。
- (3) 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
- (4) 交通事故などの示談金・補償金等を受け取ったとき。

などです。このような収入があったときは、すみやかに福祉事務所にとどけて届出をしてください。

#### 【返還金額の決定について】

資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金額は、原則として収入金額を限度として医療扶助を含む支給した保護金品の全額となります。ただし、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、一定の金額が本来の返還額から控除される場合があります。※（不正な行為により保護を受けた場合はこのような控除は認められません）。



# 7

## ふせい こうい 不正な行為をしたとき

(1) じじつ しんせい しゅうにゅう しんこく ふせい ほうほう  
事実とちがった申請をしたり、収入の申告をしないなど、不正な方法で  
ほ ご う  
保護を受けてはいけません。

ふせい ほうほう ほ ご う ばあい ふせい じゅきゅう う ほ ご ひ  
不正な方法で保護を受けた場合には、不正受給として受けた保護費  
いりょうふじょひ ふく ちょうしゅう せいかつほ ご う けいほう  
(医療扶助費を含みます。) が徴収され、さらに生活保護法や刑法  
けいじこくはつ しょばつ  
(刑事告発など) により処罰されることがあります。

(2) じどうしゃ ほゆう しよう げんそく みと  
自動車の保有、使用は原則として認められません。また、他人名義の  
じどうしゃ しよう みと  
自動車の使用も認められません。

こうつう じ こ じ こ せきにん かいけつ  
交通事故をおこしても自己の責任で解決していただくことになります。

いりょうふじょひ しきゅう  
※医療扶助費の支給もできません。

### 【不正な行為について】

○不正な行為とは、意図的に事実を隠した場合のほか、収入の  
とどけで おこな ばあい ふじつ しんこく ふく  
届出を行わなかった場合(不実の申告)も含まれます。

かぜいちょうさ しゅうにゅう とどけで おこな はんめい  
○課税調査などにより収入の届出を怠ったことが判明したり、  
た ふせい こうい う ほ ご ひ ちょうしゅう ばあい  
その他の不正な行為により受けた保護費が徴収される場合、  
かくしゅこうじょ てきよう せんがく しょとくせい しゃかいほけんりょう ひつよう  
各種控除は適用されずその全額(所得税、社会保険料など必要  
さいしょげん じっび のぞ ちょうしゅう たいしょう  
最小限の実費を除く)が徴収の対象となります。

きんむさき すんし かくていしんこく かんぶきん  
○勤務先からの寸志や確定申告の還付金、子どものアルバイト  
しゅうにゅう ねんきんきん きゅうふ しゅうにゅう しゅうにゅう  
収入、年金基金からの給付なども収入となります。収入が  
ばあい かなら とどけで おこな  
あった場合は、必ず届出を行ってください。

せいかつほ ご ほう かいせい ふせいじゅきゅう ばっそく ひきあ  
○生活保護法の改正により、不正受給の罰則が引上げられ、また、  
ふせいじゅきゅう かか へんかんきん うわの  
不正受給に係る返還金の上乗せができるようになっています。

## 8

### 保護の決定に不服のあるとき

福祉事務所の行った保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に疑問があるときは、福祉事務所に直接説明を求めてください。保護の決定に不服のあるときは、決定があったことを知った日の翌日からかぞえて3か月以内に福岡県知事に対し、審査請求することができます。

## 9

### 保護受給中に減額・免除されるもの

○国民年金の保険料

○保育園の保育料

○NHKの受信料

○市区町村・県民税

○固定資産税

※市区町村により取り扱いが異なる場合や手続きが必要な場合がありますので、市区町村役場または福祉事務所におたずねください。



## 10

# 就労自立給付金について

生活保護から脱却すると、税金や社会保険料などの負担が生じるため、こうした点を踏まえたうえで、生活保護からの脱却を促すための給付金を支給します。この給付金は、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった方に支給するものです。

### ○対象者

世帯員が、安定した職業（おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができます。）に就いたことなどにより保護を必要としなくなったと認められた世帯

### ○支給時期

世帯を単位として保護廃止時に一括支給

### ○再受給までの期間

原則、前回給付金を受けた日から3年以内である場合には支給対象となりません。

※1 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額

## 11

# 進学・就職準備給付金について

生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方、  
就職し、自立する方に対して一時金を支給します。

支給額 : 進学・就職のために転居する際は **【30万円】**

現在の自宅から通学・通勤する際は **【10万円】**

申請時期 : 合格後に入学手続きを開始した日や採用内定以降、原則、  
生活保護世帯に属している間

詳細な支給の条件（対象となる方、進学先）は、担当のケース  
ワーカーにご確認ください。

進学・就職した後は、進学・就職した方の分の生活保護費は支給され  
ませんが、現在の自宅から通学する方の世帯については、2018年4月  
より住宅扶助費を減額することとしています。

## 12

### みんせいいいん ちくたんとういん 民生委員と地区担当員

#### (1) 民生委員

みんせいいいん ふくしじむしょ ほごう ひと やく せいかつ こま  
民生委員は、福祉事務所と保護を受ける人とのパイプ役です。生活に困つ  
たことや悩み事を持つ方々のよき相談相手として、必要な援助や助言を行  
っています。

ひみつ まも あんしん そうだん  
秘密は守りますので安心して相談してください。

#### (2) 地区担当員(ケースワーカー)

ふくしじむしょ ちくたんとういん かていほうもん せいかつじょうきょう き  
福祉事務所の地区担当員は、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、  
ほご けってい ひつよう ちょうさ おこな じぶん ちから せいかつ  
保護の決定に必要な調査を行ったり、ふたたび自分たちの力で生活でき  
じょげん しどう おこな  
るよう助言や指導を行います。

かていほうもん ふざい ばあい れんらくひょう お  
なお、家庭訪問をしたときに、あなたが不在の場合、連絡票を置くこと  
れんらくひょう お すみ ふくしじむしょ ちくたんとういん れんらく  
があります。連絡票が置かれたら速やかに福祉事務所の地区担当員に連絡  
れんらくひょう か からら まも  
してください。また、連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

ひみつ まも なに こま  
秘密は守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら、ご相談  
そうだん  
ください。



メモ